

## 個人情報取扱について

健診結果の受領及びその後の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律、兵庫県市町村職員共済組合個人情報保護方針、兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規程、兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則、その他関係法令を遵守し、漏えいの防止等適切な管理を行います。

平成20年度から「特定健康診査・特定保健指導」（以下「特定健診等」という。）を実施することが共済組合（医療保険者）に義務づけられています。本組合を通じて短期人間ドックを申込み、受診された40歳から74歳までの方は、特定健診等に関する業務を実施する目的で、本組合が各指定医療機関から特定健康診査に関する健診結果データの提供を受けます。

その他、以下の事業の実施のために保有する個人データ（健康情報）を事業主との間で共同利用する場合がありますので、了承（同意）の上、申し込いただきますようお願いいたします。

### I 利用目的

#### 1 データヘルス計画関係

- (1) 生活習慣病リスク保有者の把握
- (2) 生活習慣病リスク保有者等に対する受診勧奨・情報提供の実施
- (3) 所属所における健康及び医療費分析の実施と結果の把握

#### 2 特定健診・特定保健指導関係

- (1) 事業主が実施する健康診断項目中、特定健診結果データの共有
- (2) 健診結果階層化データの共有
- (3) 特定健診・特定保健指導の受診案内の配布

#### 3 短期人間ドック関係

- (1) 短期人間ドックで実施する健康診断項目中、特定健診結果データの共有
- (2) 健診結果階層化データの共有
- (3) 特定保健指導の受診案内の配布

### II 対象者

兵庫県市町村職員共済組合の組合員

### III 共同利用する個人データ（健康情報）の項目

被保険者の記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、所属所名、所属所住所、事業主健診結果、特定健診結果、短期人間ドック健診結果、問診結果、健診受診日、健診機関名、医師の所見、医師名、健診結果階層化データ（特定保健指導対象者）等、健康の保持・増進や疾病予防並びに医療費分析を目的とする保健事業等の実施に必要なとするもの。

### IV 個人情報保護管理者

兵庫県市町村職員共済組合事務局長

#### 【個人情報の共同利用の取扱いについて】

個人情報保護法においては、個人情報（個人データ）を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、(1) 委託先への提供 (2) 事業の継承合併等に伴う提供 (3) 共同利用の場合で以下の5項目について本人が容易に知り得る状態に置いているとき に該当するときは提供先が第三者に当たらないとされています。

#### \* 個人データを共同利用する場合の公表項目 \*

- (1) 共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データ項目
- (3) 共同利用するものの範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称